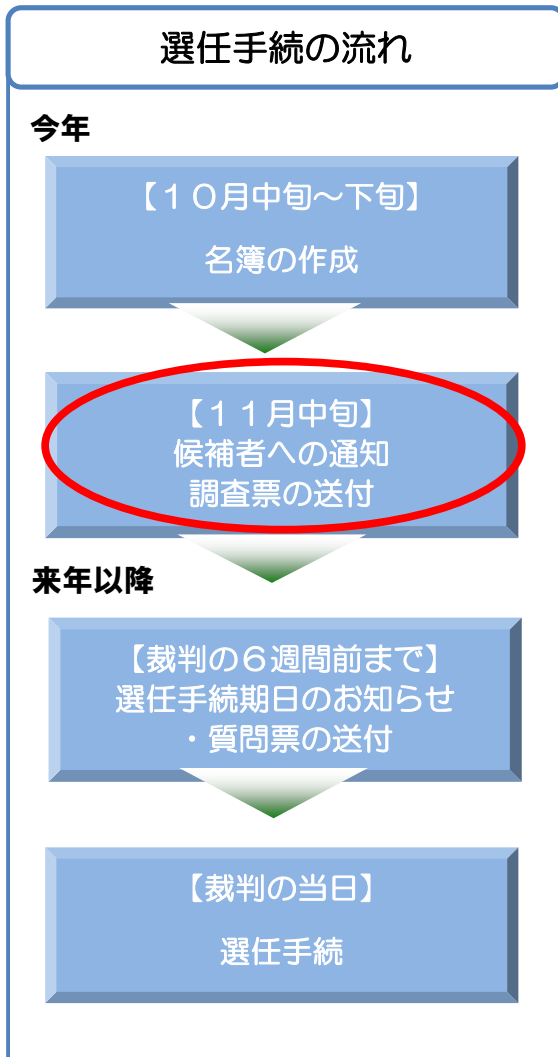


裁判員制度～まもなく名簿記載通知を発送します！



裁判員制度は、平成21年5月21日から施行され、平成26年には、6938人の方が裁判員として裁判に参加されています(同期間に判決が言い渡された裁判員裁判は合計1131件です。)

国民の皆さまの積極的な参加により、裁判員制度は円滑に実施されています。裁判員制度は、国民の皆さまのご協力なしには成り立たない制度ですので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

☆ 裁判員候補者名簿記載通知について

平成28年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ(名簿記載通知)をお送りします。この通知は、来年2月ごろから平成29年2月ごろまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。

なお、この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません(実際に裁判所にお越しいただくことになった場合には、別途お知らせします。)

<名簿記載通知の発送用封筒>(H26年11月送付分)

☆ 裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

裁判員候補者名簿に登録される人数は、予想される裁判員裁判対象事件の数などによって毎年変動しますが、平成28年の名簿に登録される人数は、全国で約22万9200人です(選挙人名簿登録者全体に占める割合は、約454人に1人)。



☆ 調査票について

裁判員候補者名簿に登録された方には、名簿記載通知のほか、調査票をお送りします。

この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々のご負担を軽減するためにお送りするものですので、お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

・ 調査票でお尋ねすること

調査票では、①裁判員になることができない職業に就いているか、②1年を通じての辞退希望の有無・理由、③月の大半にわたって裁判員となることが困難な特定の月における辞退希望の有無・理由をお尋ねします。

・ 辞退の申し出ができる時期について

辞退の申し出ができる時期や期間等に何らの制限を設けているわけではありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出ただくことも、裁判の当日(選任手続時)に辞退を申し出ただくことも可能です。



(H26年11月送付分)



☆ 裁判員裁判に参加された裁判員のご意見・ご感想など

裁判員裁判に参加された裁判員へのアンケートの結果によれば、参加する前は、「あまりやりたくなかった」又は「やりたくなかった」と回答された方が合計49.3%に上っていましたが、参加した後では、合計95.9%の方が「非常によい経験と感じた」又は「よい経験と感じた」と回答されています(平成26年度)。

裁判員制度ウェブサイトでは、裁判員制度の実施状況のほか、各地方裁判所の裁判員裁判の情報、裁判員制度に関するQ&Aなど、様々な情報をお伝えしていますので、ぜひご利用ください。

裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/>

※ 名簿記載通知や調査票、辞退を申し出ることができる事由などに関する情報はこちらへどうぞ

裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>

※ 各地の裁判所のウェブサイトへは、こちらのウェブサイトよりどうぞ

裁判员制度～まもなく名簿記載通知を発送します！

☆ 裁判员候補者名簿ができるまで

裁判员候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

平成28年の名簿に登録される人数は、全国で約22万9200人です(選挙人名簿登録者全体に占める割合は、約454人に1人)。

☆ 裁判员候補者名簿記載通知について

平成28年の裁判员候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことの通知(名簿記載通知)をお送りします。この通知は、来年2月ころから平成29年2月ころまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判员に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判员候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判员候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判员候補者の方々の負担を軽減するためにお送りするものですので、お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

辞退の申し出ができる時期や期間等に何らの制限を設けているわけではありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判员候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出いただくことも、裁判の当日(選任手続時)に辞退を申し出いただくことも可能です。

裁判员制度にご理解、ご協力をお願いします。